

小児慢性特定疾病医療費助成制度における「指定医療機関」申請の手引き

平成 27 年 1 月 1 日以降は、医療費助成の対象となる医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）は、姫路市など医療機関所在地の保健所設置市または都道府県が指定した「指定医療機関」に限定されます。

- ・ 姫路市に所在する医療機関等は、姫路市長が指定します。
- ・ 指定した医療機関は、姫路市のホームページ等に掲載します。

姫路市など医療機関所在地の保健所設置市または都道府県が指定した「指定医療機関」のみ、医療費助成の対象となります。

（「指定医療機関」以外を利用した場合、償還払いの請求も不可）

◆ 指定医療機関の要件・責務 ◆

【要件】（児童福祉法律第 19 条の 9 第 1 項）

- 1 以下の医療機関等であること
 - ① 保険医療機関
 - ② 保険薬局
 - ③ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- 2 児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項で定める欠格事由（小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関指定申請書の裏面参照）に該当しないこと。

【責務】（児童福祉法第 19 条の 11）

指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

◆ 申請について ◆

小児慢性特定疾病の指定医療機関は、医療機関等の所在地により、申請先が異なります。申請先を確認の上、申請してください。

医療機関等の所在地	指定医の申請先
姫路市内	姫路市保健所 予防課
神戸市内	神戸市こども家庭局 家庭支援課
尼崎市内	尼崎市保健所 疾病対策課
西宮市内	西宮市保健所 健康増進課
明石市内	あかし保健所 健康推進課
上記 5 市以外の兵庫県内の市町	兵庫県 疾病対策課

【 姫路市に所在地のある医療機関 】

- ① 指定を受けようとする医療機関等は、「**姫路市小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関指定申請書**」を姫路市保健所予防課に提出してください。(郵送可)

※指定後に、姫路市より指定通知書を送付します。

- ② 法人で、診療所、訪問看護ステーションなど複数ある場合は、それぞれの施設ごとに申請が必要となります。

- ③ **指定の期間は、法律上6年**です。指定後6年を経過する前に、更新の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※申請様式等は姫路市のホームページからダウンロード可能です。

◆ 提出先 ◆ (姫路市に所在地のある医療機関)

〒670-8530 姫路市坂田町3番地
姫路市保健所予防課 小児慢性特定疾病担当 宛
電話 079-289-1635